独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社トーホー		コード	8142
提出日	2023/3/31	異動（予定）日	2023/4/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	中井　康之	社外取締役	○							△			△					有
2	佐藤　尚文	社外取締役	○										△					有
3	原田　比呂志	社外取締役	○													○		有
4	渡真利　千恵	社外取締役	○													○	新任	有
5	中川　一之	社外監査役	○													○		有
6	中島　亨	社外監査役	○										△					有
7	種谷　有希子	社外監査役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	中井康之氏は、当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行に勤務しておりましたが、退職後15年が経過しており、同行の意向に影響を受ける立場ではありません。また、当社の取引先である新田ゼラチン株式会社に勤務しておりましたが、その取引金額は当社の定める独立性基準（4. 補足説明）の範囲内です。	中井康之氏は、金融機関および事業会社での勤務経験とともに、監査役として会社経営にも関与し、豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
2	佐藤尚文氏は、当社の取引銀行である株式会社りそな銀行に勤務しておりましたが、退職後10年が経過しており、同行の意向に影響を受ける立場ではありません。	佐藤尚文氏は、金融機関および事業会社での経営の経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
3		原田比呂志氏は、行政分野での長年の勤務と事業会社での経営経験に基づく高い見識を有しており、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
4		渡真利千恵氏は、事業会社で要職を歴任し、管理面や商品開発、女性活躍推進などで豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
5		中川一之氏は、公認会計士として監査法人の代表社員を務めるとともに事業会社において監査役に就任するなど、財務･会計に関する高い知識を有しており、公正中立な立場で職務を適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
6	中島亨氏は、当社の取引銀行である株式会社みなと銀行に勤務しておりましたが、退職後5年が経過しており、同行の意向に影響を受ける立場ではありません。	中島亨氏は、長年にわたり金融機関で要職を歴任し、事業会社における経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、公正中立な立場で職務を適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
7		種谷有希子氏は、弁護士として専門的な知識を有するとともに、企業法務のみならず男女共同参画推進など豊富な経験を有しており、公正中立な立場で職務を適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。

4．補足説明

「社外取締役および社外監査役の独立性の基準」

当社指名諮問委員会では、下記のとおり社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を定めており、次の事項のいずれにも該当しない社外役員を「独立社外取締役」及び「独立社外監査役」としております。また、就任後も在任期間が長期化することで独立性が懸念されることのないよう、連続就任年数を原則8年までとしております。

(イ)グループ会社の役員･従業員
- ･本人が当社グループ会社の出身者
- ･過去5年間において、二親等内の親族がグループ会社の取締役･監査役･理事･執行役員･経営幹部であった者

(ロ)大口取引先関係者
- ･直近期末の連結売上高の2%以上の取引金額がある取引先グループの取締役･監査役･執行役･執行役員･従業員。または最近3年間においてその役職にあった者
- ･直近期末の連結総資産の1%以上の借り入れがある金融機関グループの取締役･監査役･執行役･執行役員･従業員。または最近3年間においてその役職にあった者

(ハ)専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタントなど）
- ･グループ会社から過去2年間に年間5百万円以上の報酬を受領している者

(ニ)当社の法定監査を行う監査法人の所属員または最近3年間においてグループ会社の監査業務を担当した者

(ホ)大株主ほか
- ･当社の議決権所有割合（法人の場合は当該法人が属する企業グループ合計の議決権所有割合）5%以上の大株主（法人の場合はその法人の取締役･監査役･執行役･執行役員･従業員）
- ･当社と相互に取締役･監査役･執行役員を派遣している法人の取締役･監査役･執行役･執行役員･従業員。または最近3年間においてその役職にあった者
- ･グループ会社と競合関係にある法人の取締役･監査役･執行役･執行役員･従業員。または競合関係にある法人の株式を3%以上保有している者（法人の場合は、その法人の取締役･監査役･執行役･執行役員･従業員）
- ･その他の重要な利害関係がグループ会社との間にある者（法人の場合は、その法人の取締役･監査役･執行役･執行役員･従業員）

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※２　役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※５　独立役員の選任理由を記載してください。